

**第 74 回国民体育大会
守谷市・常総市・坂東市準備委員会**

第 2 回常任委員会



日 時 平成28年8月24日（水）午後2時
会 場 守谷市中央公民館 講座室



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会 第2回常任委員会資料 目次

○ 報告事項

【報告第1号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会常任委員会副委員長及び
常任委員の変更 . . . 1

【報告第2号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会専門委員会専門委員の
委嘱 . . . 2

○ 審議事項

【議案第1号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市広報基本計画（案） . . . 8

【議案第2号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市市民協働基本計画（案） . . . 9

【議案第3号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市歓迎・接伴基本計画（案） . . . 10

【議案第4号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市競技運営基本計画（案） . . . 11

【議案第5号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市式典基本計画（案） . . . 12

【議案第6号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市施設整備基本計画（案） . . . 13

【議案第7号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市宿泊基本計画（案） . . . 14

【議案第8号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市医事・衛生基本計画（案） . . . 15

【議案第9号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市輸送・交通基本計画（案） . . . 16

【議案第10号】

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市企業協賛推進基本計画（案） . . . 17

参考資料

・第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則 . . . 18

・第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会専門委員会規程 . . . 22

・第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会常任委員会名簿 . . . 24

**第74回 国民体育大会 守谷市・常総市・坂東市 準備委員会
第2回 常任委員会 次第**

日 時 平成28年8月24日（水）午後2時～
場 所 守谷市中央公民館 講座室

1 開 会

- ・あいさつ

2 報告事項

- ・報告第1号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会常任委員会副委員長及び常任委員の変更
- ・報告第2号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会専門委員会専門委員の委嘱

3 審議事項

- ・議案第1号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市広報基本計画（案）
- ・議案第2号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市市民協働基本計画（案）
- ・議案第3号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市歓迎・接伴基本計画（案）
- ・議案第4号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市競技運営基本計画（案）
- ・議案第5号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市式典基本計画（案）
- ・議案第6号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市施設整備基本計画（案）
- ・議案第7号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市宿泊基本計画（案）
- ・議案第8号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市医事・衛生基本計画（案）
- ・議案第9号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市輸送・交通基本計画（案）
- ・議案第10号 第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市企業協賛推進基本計画（案）

4 閉 会

報告第1号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会 常任委員会副委員長及び常任委員の変更

第1回常任委員会（平成28年6月20日開催）以降、平成28年8月24日までの間における副委員長及び常任委員の変更について、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第12条において準用する第8条第3項の規定により報告する。

○副委員長 (敬称略)

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
常総市長	神達 岳志	高杉 徹	平成28年8月3日

○常任委員 (敬称略)

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
守谷市 関東鉄道株式会社	武藤 成一	佐藤 正義	平成28年7月16日
常総市 県ホテル旅館生活衛生同業組合 水海道支部	野村 清	長塚 暁	平成28年8月15日
坂東市 坂東市金融団幹事行 代表	川島 弘行	保原 幸弘	平成28年7月1日

報告第2号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会 専門委員会専門委員の委嘱

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則第13条第1項及び専門委員会規程第4条の規定に基づき委嘱した専門委員について次のとおり報告する。

総務企画専門委員会 【54名】

(敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名		
産業経済 社会福祉	守谷市	守谷市商工会	事務局長	鈴木 富美夫	
		守谷市観光協会	理事	中谷 文男	
		茨城みなみ農業協同組合	企画総務部長	沖渕 博一	
		守谷市ボランティア協会	会長	金高 尚文	
		女性団体連絡協議会		豊島 慶子	
		シニアクラブ連合会	副会長	大森 昭彦	
		スポーツ少年団	本部長	長谷川 信市	
	常総市	常総市商工会	理事	坂入 司郎	
		常総市観光物産協会	理事	坂入 司郎	
		常総ひかり農業協同組合	石下支店支店長	廣瀬 昭一	
		常総ボランティア連絡協議会	副会長	飯田 博美	
		女性団体じょうそう事業委員会	会計	飯泉 とみ子	
		常総市子ども会育成連合会	副会長	中莖 武江	
		常総市シルバークラブ連絡協議会	理事	高橋 智子	
		常総市スポーツ少年団	本部長	倉持 栄	
	坂東市	坂東市商工会	会長	中村 静雄	
		坂東市観光協会	副会長	中山 茂	
		岩井農業協同組合	営農部長	高橋 剛	
		茨城むつみ農業協同組合	総務企画部長	橋本 次男	
		坂東市ボランティア連絡協議会	副代表	野口 汎子	
		坂東市女性団体協議会	副会長	山田 外志枝	
		坂東市子ども会育成連合会	副会長	飯田 久雄	
		坂東市シニアクラブ連合会	副会長	染谷 武良夫	
		坂東市スポーツ少年団	副本部長	山口 克彦	
	学校	守谷市	守谷市学校長会	黒内小学校長	小池 義寿
			茨城県立守谷高等学校	教諭	中村 太一
		常総市	常総市校長会	水海道中学校長	岡野 克巳
茨城県立水海道第一高等学校			教諭	福田 弘	
茨城県立水海道第二高等学校			教諭	野口 仁志	
茨城県立石下紫峰高等学校			講師	小島 裕一	
坂東市		坂東市校長会	中川小学校長	野口 美千代	
		茨城県立岩井高等学校	教諭	風見 実	

選出区分		所属機関・団体名	役職	氏名
学校		茨城県立坂東総合高等学校	教諭	渡邊 史明
市	守谷市	企画課	次長兼課長	古谷 浩一
		秘書課	課長	川村 和彦
		財政課	次長兼課長	岩田 賢
		市民協働推進課	課長	鈴木 規純
		経済課	次長兼課長	宇田野 信彦
		生涯学習課	次長兼課長	飯塚 哲夫
	常総市	企画課	参事兼課長	長妻 克美
		秘書課	課長	小林 昭仁
		財政課	参事兼課長	荒木 悟志
		市民協働課	課長	亀井 光一
		商工観光課	課長	土井 義行
		農政課	課長	猪瀬 敏雄
		生涯学習課	課長	町田 春吉
	坂東市	企画課	課長	小林 修二
		秘書広聴課	課長	丸寫 正隆
		財政課	課長	石川 紀幸
		市民協働課	課長	鶴見 洋一
		商工振興課	課長	中村 一夫
		観光交流課	課長	和田 英之
		農業政策課	課長	菊池 和則
		生涯学習課	課長	鈴木 博

競技式典専門委員会 【29名】

(敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名		
スポーツ	守谷市	守谷市体育協会	副会長	安達 孝志	
		守谷市スポーツ推進委員会	委員長	仁田 栄	
		茨城県ハンドボール協会	副会長	大村 久	
		茨城県ハンドボール協会	理事長	安田 博之	
		茨城県ハンドボール協会	副理事長兼事務局長	滝川 剛司	
		茨城県ハンドボール協会	小学連	田中 将	
		茨城県ハンドボール協会	中体連	坂本 和久	
		茨城県ハンドボール協会	高体連	飯村 裕志	
		茨城県ハンドボール協会	一般連	津覇 仁一	
	常総市 坂東市	常総市体育協会	会長	長 行雄	
		常総市スポーツ推進委員会	委員長	笠倉 不二	
		坂東市体育協会	会長	荻井 公夫	
		坂東市スポーツ推進委員会	委員長	青木 浩美	
	学校体育	守谷市	守谷市中学校体育連盟		左近 史稔
			守谷市小学校体育連盟		池崎 亮
			守谷市中学校体育連盟ハンドボール専門部		中里 薫
常総市		常総市小中学校体育連盟	理事	落合 由佳	
		常総市中学校体育連盟ハンドボール専門部	ハンドボール専門委員長	寺田 良太	
坂東市		坂東市小中学校体育連盟		内海 武利	
		坂東市中学校体育連盟ハンドボール専門部		関 博隆	
市	守谷市	秘書課	課長	川村 和彦	
		学校教育課	課長	高橋 均	
		生涯学習課	次長兼課長	飯塚 哲夫	
	常総市	秘書課	課長	小林 昭仁	
		学校教育課	課長	吉山 貴司	
		スポーツ振興課	課長	古谷 克美	
	坂東市	秘書広聴課	課長	丸嶋 正隆	
		学校教育課	課長	鈴木 清	
		国体・五輪・スポーツ振興課	課長	松崎 和人	

宿泊衛生専門委員会 【22名】

(敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名		
宿泊観光	日本旅行業協会関東支部茨城地区委員会	代表	須惠 靖		
	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水海道支部		野村 清		
医療福祉	(公社) 取手市医師会	理事	城賀本 満登		
	(一社) 茨城県きぬ医師会	救急部長	柴田 智行		
食品衛生	守谷市	竜ヶ崎保健所	所長	緒方 剛	
		守谷市食生活改善推進員協議会	副会長	大野 裕見子	
	常総市	常総保健所	衛生課長	杉山 照美	
		常総市食生活改善推進委員会	副会長	古谷 裕子	
		水海道地方飲食店組合	常総食品衛生協会 水海道支部長	中荃 行男	
		石下・千代川三業組合	組合長	荻野 恭一	
	坂東市	坂東市食生活改善推進協議会	会長	野口 博子	
		坂東市料理飲食店組合	組合長	荒井 武夫	
	市	守谷市	保健センター	所長	高田 明美
			生活環境課	課長	佐藤 俊之
経済課			次長兼課長	宇田野 信彦	
常総市		保健推進課	課長	沼尻 秀子	
		生活環境課	参事兼課長	猪瀬 清	
		商工観光課	課長	土井 義行	
坂東市		健康づくり推進課	課長	板垣 正美	
		生活環境課	課長	森田 一也	
		商工振興課	課長	中村 一夫	
		観光交流課	課長	和田 英之	

輸送交通専門委員会 【31名】

(敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	
輸送交通	守谷市	守谷地区タクシー運営委員会	小川交通(有)代表取締役	渡部 大輔
		茨城県レンタカー協会	(株)アシスト常務取締役	佐々木 大志
		首都圏新都市鉄道(株)守谷駅務管理所	所長	羽賀 俊哉
		関東鉄道(株)守谷管区	管区駅長	吉原 隆
		関東鉄道(株)水海道営業所	所長	田川 裕
	常総市	協栄観光バス(株)	代表取締役	中川 進
		(有)三妻タクシー		松村 仁志
		関東鉄道(株)水海道管区	管区駅長	宮田 隆一
	坂東市	中山観光自動車(株)	取締役業務部長	古矢 久己
		(有)ナガツマ交通	代表取締役	長妻 凡夫
		東武鉄道(株)東武柏駅管区七光台駅	駅長	佐藤 修一
		茨城急行自動車(株)野田営業所	所長	鈴木 勝己
	国	国土交通省茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	勝家 省司
警察等	守谷市	茨城県取手警察署	交通課長	山田 洋史
		茨城県取手警察署	警備課長	佐々木 正勝
		取手地区交通安全協会守谷支部	委員	染谷 進一
	常総市	茨城県常総警察署	警備課長	清水 健吾
		茨城県常総警察署	交通課長	永山 晃右
		常総地区交通安全協会	会長	倉持 泰仍
	坂東市	茨城県境警察署	警備課長	平田 隆
		茨城県境警察署	交通課長	佐々木 文雄
		境地区交通安全協会坂東支部	副支部長	木村 藤一
市	守谷市	企画課	次長兼課長	古谷 浩一
		交通防災課	課長	高橋 賢一郎
		建設課	課長	飯塚 俊雄
	常総市	企画課	参事兼課長	長妻 克美
		安全安心課	課長	斎藤 健司
		建設課	課長	石塚 茂彦
	坂東市	企画課	課長	小林 修二
		交通防災課	課長	猪瀬 宏彰
		道路課	課長	小林 中

企業協賛推進専門委員会 【29名】

(敬称略)

選出区分		所属機関・団体名	役職	氏名
産業経済	守谷市	守谷市商工会	経営指導員	飯泉 好司
		守谷市産業地域協力会	会長	高橋 孝造
		守谷市建設業協会	会長	久保田 正夫
		守谷市管工事業協同組合	理事長	大山 孝
		守谷市金融団幹事行	代表	佐々木 隆
		茨城みなみ農業協同組合	企画総務部企画課長	倉持 清一
	常総市	常総市商工会		山壁 やよい
		常総市工業懇話会	会長	長岡 徳樹
		水海道金融団幹事行	代表	横山 信行
		石下金融団幹事行	代表	霜村 正行
		常総ひかり農業協同組合	水海道西支店	石塚 智
	坂東市	坂東市商工会	事務局長	中村 和義
		坂東地区工業連絡会	会長	片山 勝元
		ばんどう建設業協会	会長	岡野 利雄
		坂東市岩井上下水道工事店組合	組合長	風見 實
		坂東市さしま上下水道工事店組合	組合長	桜井 孝男
		坂東市金融団幹事行	代表	川島 弘行
		岩井農業協同組合	営農部長	高橋 剛
		茨城むつみ農業協同組合	金融部長	鈴木 秀城
	医療福祉	(公社)取手市医師会	事務局長	古田 恒二
		(一社)茨城県きぬ医師会	事務次長	川田 寛之
宿泊観光	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水海道支部		野村 清	
市	守谷市	秘書課	課長	川村 和彦
		経済課	次長兼課長	宇田野 信彦
	常総市	秘書課	課長	小林 昭仁
		商工観光課	課長	土井 義行
	坂東市	秘書広聴課	課長	丸寫 正隆
		商工振興課	課長	中村 一夫

議案第 1 号

第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市広報基本計画（案）

1 目的

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、様々な媒体や機会を通じて、効果的かつ積極的な広報啓発活動を展開するとともに、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）の自然や歴史・文化・産業など魅力ある地域資源を全国に発信する。

2 内容

(1) 大会愛称，マスコットキャラクター等の活用による広報

大会を象徴する愛称，スローガン，マスコットキャラクター，3市マスコットキャラクター等の活用及び普及により市民への周知を図る。

ア 愛称，スローガン及びシンボルマークの活用及び普及

イ マスコットキャラクター，イメージソング及び公式ダンスの活用及び普及

ウ マスコットキャラクターの着ぐるみの活用

(2) 印刷物による広報

各種印刷物の作成及び既存の広報紙の活用を図る。

ア ポスター，パンフレット，リーフレット等の作成

イ 3市広報，関係機関の広報紙等の活用

ウ 啓発グッズ等の作成

(3) メディアによる広報

多様なメディアを活用し，迅速かつ効果的な情報の伝達及び3市の魅力を効果的に発信する。

ア 新聞，ラジオ及びテレビ等の活用

イ インターネットやSNSの活用

(4) イベントによる広報

各種イベント及び大会と連携した広報活動を展開する。

ア 市，各種団体等の主催によるイベント，大会等との連携

(5) 工作物等による広報

懸垂幕，横断幕等を効果的に設置する。

ア 懸垂幕，横断幕等の設置

イ 案内板等の設置

議案第 2 号

第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市市民協働基本計画（案）

1 目的

市民一人ひとりが茨城国体開催に積極的に参加する機運を高めるとともに、市民総参加のもと第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」を盛り上げていくことで、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 市民一人ひとりが主体的に携わる大会

市民一人ひとりが、それぞれの立場で主体的に携わることによって国体を盛り上げ、ともに喜びと感動を共有できる大会とする。

ア 大会の運営をサポートする各種ボランティア活動

イ 全国から 3 市を訪れる大会参加者や一般観覧者の歓迎・接伴

(2) おもてなしの心で温かく迎える大会

大会の機運を醸成し、大会参加者や一般観覧者を温かくお迎えするための運動や活動を展開する。

ア 花いっぱい運動の実施

イ 手づくりのぼり旗の作製等

ウ おもてなし料理の振る舞い

(3) 3 市の魅力を発信する大会

市民自らが特産品、歴史、文化、観光資源など 3 市の魅力を紹介する。

ア 郷土文化の普及啓発等を目的とした文化プログラムへの市民参加

イ 3 市の特産品や食文化の紹介

ウ 観光ボランティア活動

(4) 環境に配慮したクリーンな大会

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

議案第3号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市歓迎・接伴基本計画(案)

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(以下「大会」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の歓迎・接伴については、全国から訪れる方々を温かくお迎えするとともに、3市の観光・文化・産業等を広く紹介し、もう一度訪問していただけるような心のこもったおもてなしや観光案内を提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の設置

大会参加者等を歓迎するとともに、国体開催の機運を高めるため、競技会場、主要駅等、並びに必要なに応じて関係機関等と連携し沿道等の適切な箇所に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅その他必要な場所に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、地域の特産物等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・団体の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

(5) 接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇できるように、関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

議案第4号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市競技運営基本計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」において守谷市・常総市・坂東市で開催される競技会については、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、円滑で効果的な運営を行うものとする。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体その他関係機関と緊密な連携を図りながら円滑に運営できる体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技会場及び練習会場の整備等

競技会場及び練習会場の整備及び確保については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(5) 記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民等の機運の醸成を図り、県、競技団体その他関係機関と協力して行う。

議案第5号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市式典基本計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」において守谷市・常総市・坂東市で開催する式典については、華美にならないよう、また、選手等の負担にならないよう関係者と協議し、簡素の中にもぬくもりのあるものとなるよう、創意工夫を凝らした式典とする。

2 式典の種類

式典の種類は、開始式、表彰式、炬火リレーとする。

3 開始式、表彰式

(1) 開始式

競技団体及び関係団体等との協議、協力により、選手等の負担にならないよう配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(2) 表彰式

選手の健闘を心からたたえる式典となるよう、競技団体及び関係団体等と協議、協力して実施する

4 炬火リレー

炬火リレーは、県の計画に準拠し、広く市民の参加を得られるよう実施する。

5 式典音楽

式典音楽については、原則としてCD等を活用する。

議案第 6 号

第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市施設整備基本計画（案）

1 目的

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」における競技施設の整備については、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、将来にわたり市民が気軽にスポーツに親しむことができるような整備を実施する。

2 内容

(1) 競技施設の整備

ア 競技会場の整備にあたっては、競技運営に支障のないよう県、競技団体及び施設管理者と十分協議する。

イ 競技施設を整備する場合は、既存施設の有効活用及び仮設による整備に加え、国体開催後においても広く市民に利用されるよう整備する。

(2) 練習会場の整備

練習会場は必要最小限の箇所とし、施設等を十分調査のうえ現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

大会参加者及び一般観覧者の便宜を図るため、県、競技団体及び関係機関と協議のうえ、案内所、休憩所等の臨時仮設物を設置する。

議案第7号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市宿泊基本計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に参加する選手，監督，役員，視察員，報道員，その他関係者及び一般観覧者等（以下「大会参加者等」という。），3市を訪れる方々を温かくお迎えし，宿泊施設その他関係機関との連携により，十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに，より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

2 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者等の宿舎は，原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル，旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は，県，関係機関，関係団体等と協議のうえ，公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上，衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手，監督及び競技会に関わる役員の配宿は，競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し，大会運営に支障のないよう留意する。
- イ 選手及び監督の配宿は，都道府県別，競技種目別，男女別等を考慮する。
- ウ 選手，監督等を除く大会参加者等を近隣市町村の宿舎に配宿する場合は，県と協議する。
- エ 役員，視察員，報道員その他関係者の宿舎は，原則として選手及び監督とは別の宿舎とする。

(3) 宿泊料金

- ア 大会参加者等の宿泊料金は，県と旅館等の関係団体との間で協議し，公益財団法人日本体育協会並びに県において決定したものを適用する。

(4) 食事

- ア 大会参加者等に提供する食事は，衛生面や栄養バランスを考慮するとともに，地元の豊かな食材をより多く取り入れ，郷土色豊かなものとする。

議案第8号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に参加する選手，監督，役員，視察員，報道員，その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が快適で安心・安全な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう，医療救護体制を整えるとともに，清潔で快適な環境の整備に努める。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者等の傷病に速やかに対応するため，関係機関・関係団体等の協力を得て，万全な医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症発生を防止するため，関係機関・関係団体等の協力を得て防疫体制を整えるとともに，感染症予防策の啓発を図る。

（3）食品衛生

大会参加者等に安心して安全な飲食物を提供するため，関係機関・関係団体等の協力を得て，食品衛生に対する意識の向上を図る。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため，関係機関・関係団体等の協力を得て，宿舎及び競技会場等において，環境衛生に対する意識の向上を図る。

議案第9号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市輸送・交通基本計画（案）

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に参加する選手，監督，役員，視察員，報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については，3市の交通事情を勘案し，交通事業者その他関係機関との連携により，安全かつ効率的で確実な輸送を行うものとする。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては，原則として既存の公共交通機関を利用し，料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場，練習会場又は宿舍間の，公共交通機関の状況等から必要と認めるときは，指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに，一般交通に与える影響を最小限にとどめるため，所轄警察署その他関係機関と協議のうえ，必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り，目的地に迅速に到着させるため，競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに，必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は，競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め，駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は，運営上必要と認められるものに限定し，一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため，公共交通機関等の積極的な利用と自家用車利用の自粛を推進する。

議案第10号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市企業協賛推進基本計画（案）

1 目的

- (1) 第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛については、企業等（以下「協賛者」という。）の理解と協力のもと、大会の準備や運営を支える市民参加による大会づくりの取り組みとして推進する。
- (2) 協賛の推進により、大会の開催機運の醸成につなげるとともに、市民運動と連携して推進する。

2 内容

- (1) 協賛の対象
協賛の対象は、市民、企業、団体、その他この協賛の目的に賛同する者とする。
- (2) 協賛の種類
 - ア 物品協賛
大会運営及び歓迎装飾並びに広報・啓発活動用などの物品による支援
 - イ 人的協賛
清掃活動や大会運営等への人的な支援
 - ウ 施設協賛
企業等が所有する施設などの提供、貸与による支援
 - エ その他の協賛
大会及び市民運動等で使用する消耗品や消耗資機材などに係わるものによる支援
- (3) 協賛の使途
協賛物品等は、大会及び市民運動の活動等に充てる。
- (4) 協賛の推進組織
協賛の推進は、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会が行う。

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第74回国民体育大会において、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 3市を代表する者
- (2) 3市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任委員 各市40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、3市の市長をもって充てる。

2 常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長

が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成28年2月16日から施行する。

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則（平成28年2月16日決定）第13条第4項の規定に基づき、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。
企業協賛推進専門委員会	1 企業協賛の推進に関すること。

第74回 国民体育大会 守谷市・常総市・坂東市 準備委員会常任委員会 名簿

(平成28年8月24日現在 敬称略)

	役職	機関・団体及び役職	氏名	
1	会長(委員長)	守谷市長	会田 真一	
2	副会長(副委員長)	常総市長	神達 岳志	
3		坂東市長	吉原 英一	
4	常任委員(守谷市)	守谷市議会議長	梅木 伸治	
5		守谷市副市長	橋本 孝夫	
6		守谷市教育委員会教育長	後藤 光良	
7		守谷市体育協会会長	又未 成人	
8		守谷市学校長会会長	菊池 靖夫	
9		茨城県立守谷高等学校校長	足立 仁一	
10		茨城県ハンドボール協会理事長	安田 博之	
11		守谷市商工会会長	小川 一成	
12		守谷市観光協会会長	作部屋 義彦	
13		守谷市社会福祉協議会副会長	染谷 桂子	
14		守谷市ボランティア協会会長	金高 尚文	
15		守谷市女性団体連絡協議会会長	飯島 和子	
16		(公社)取手市医師会代表理事	真壁 文敏	
17		茨城県取手警察署署長	藤崎 克久	
18		常総地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長	中島 浩	
19		茨城みなみ農業協同組合代表理事組合長	齊藤 繁	
20		関東鉄道(株)常務取締役自動車部長	武藤 成一	
21		関東鉄道(株)守谷管区管区長	吉原 隆	
22		首都圏新都市鉄道(株)守谷駅務管理所所長	羽賀 俊哉	
23		日本旅行業協会関東支部茨城地区委員会代表	須惠 靖	
24		守谷市建設業協会会長	久保田 正夫	
25		守谷市管工事業協同組合理事長	大山 孝	
26		守谷市産業地域協力会会長	高橋 孝造	
27		守谷市金融団幹事行代表	佐々木 隆	
28		常任委員(常総市)	常総市議会議長	風野 芳之
29			常総市副市長	塩畑 実
30			常総市教育委員会教育長	山口 大
31	常総市体育協会会長		長 行雄	
32	常総市校長会会長		山中 久司	
33	茨城県立水海道第一高等学校校長		武井 一郎	
34	茨城県立水海道第二高等学校校長		佐藤 誠	
35	茨城県立石下紫峰高等学校校長		渡邊 宏明	
36	常総市商工会会長		生井 邦彦	
37	常総市観光物産協会会長		生井 邦彦	
38	常総市社会福祉協議会副会長		中山 美代子	
39	常総ボランティア連絡協議会会長		永瀬 菊江	
40	女性団体じょうそう事業委員会会長		秋場 ふぢ	
41	(一社)茨城県きぬ医師会会長		中川 邦夫	
42	茨城県常総警察署署長		蒔 靖夫	
43	常総ひかり農業協同組合代表理事組合長		塚本 治男	
44	関東鉄道(株)水海道管区管区長		宮田 隆一	

第74回 国民体育大会 守谷市・常総市・坂東市 準備委員会常任委員会 名簿

(平成28年8月24日現在 敬称略)

	役職	機関・団体及び役職	氏名
45	常任委員(常総市)	県ホテル旅館生活衛生同業組合水海道支部	野村 清
46		常総市工業懇話会会長	長岡 徳樹
47		水海道金融団幹事行代表	横山 信行
48		石下金融団幹事行代表	霜村 正行
49	常任委員(坂東市)	坂東市議会議長	林 順藏
50		坂東市副市長	南雲 仁
51		坂東市教育委員会教育長	内桶 博仁
52		坂東市体育協会会長	荻井 公夫
53		坂東市校長会会長	海老原 孝之
54		茨城県立岩井高等学校校長	清田 聡
55		茨城県立坂東総合高等学校校長	大木 直人
56		坂東市商工会会長	中村 静雄
57		坂東市観光協会副会長	中山 茂
58		坂東市社会福祉協議会副会長	倉持 嘉男
59		坂東市ボランティア連絡協議会会長	飯住 澄夫
60		ばんどう市女性団体協議会会長	服部 恵子
61		きぬ医師会坂東支部支部長	許斐 康司
62		茨城県境警察署署長	諸澤 精二
63		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長	木村 実
64		岩井農業協同組合代表理事組合長	風見 晴夫
65		茨城むつみ農業協同組合代表理事組合長	岩瀬 治三郎
66		東武鉄道(株)東武柏駅管区七光台駅駅長	佐藤 修一
67		茨城急行自動車野田営業所所長	鈴木 勝己
68		坂東地区工業連絡会会長	片山 勝元
69		ばんどう建設業協会会長	岡野 利雄
70		坂東市岩井上下水道工事店組合組合長	風見 實
71		坂東市さしま上下水道工事店組合組合長	桜井 孝男
72		坂東市金融団幹事行代表	川島 弘行

